

12. 公立小学校及び中学校における法改正を伴う学級編制基準の引き下げについて

中国部会提出
説明担当 倉敷市

昨今の学校現場では、学力低下や暴力行為・不登校の問題が深刻化するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちが増加するなど、課題が山積している。これら多くの課題に対して、現在の学級編制での担任一人では、子ども一人一人の実態に応じた指導ができにくく、落ち着いた教育環境を維持することが困難な状況となっている。

また、平成22年7月26日の中央教育審議会初等中等教育分科会による「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」(提言)には、小学校及び中学校について、学級編制基準を現行の40人から引き下げる必要があることや、特別支援学級の学級編制基準について今後検討する必要があることが述べられている。国際比較においても、1学級当たりの児童数の平均は、日本の小学校の場合27.9人で、OECD平均の21.3人より6.6人多い現状である。

一方、現在の公立小学校及び中学校における学級編制基準については、法律の改正により平成23年度に小学校第1学年のみ35人以下学級が制度化されたが、その他の学年は40人、特別支援学級は障がいの種別ごとに8人となつたままである。

一人一人の子どもの実態に適切に対応し、落ち着いた教育環境で、きめ細かい指導を実施するため、国においては、特に下記事項を早期に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 法改正により、小学校第2学年から中学校第3学年までの通常学級における学級編制基準をできるだけ早期に35人に引き下げること。
- 2 特別支援学級の学級編制基準については、知的障がい児学級は5人、自閉症・情緒障がい児学級は3人に引き下げること。